



発行人 福島県教職員組合  
 発行所 福島市上浜町10-38 電話024-522-6141  
 [定価一部 20円]  
 編集・責任者 國分俊樹  
 e-mail: ftukyoso@poplar.ocn.ne.jp  
 http://www.f-t-u.or.jp  
 (この購読料は組合費に含まれています。)



## 特集☆2021年度への県教組委員長からの提言④

# 勤務時間はみんなのワークルールです! ～時間外勤務は年間360時間以内～

4月1日から「時間外勤務時間」の上限が明記された福島県教育委員会規則が効力をもちました。県内59市町村の教育委員会規則も歩調を合わせて、同時スタートが通例ですが、一部市町村で規則を改正していない教育委員会があります。県教組は、学校にも適用される労働基準法に準じた規則の速やかな改正と実施を要求しています。



委員長 國分俊樹

### ◆原則は勤務時間（7時間45分）内での業務完結



給特法の改正によって時間外勤務時間の上限が法的根拠を持ったことで、一日7時間45分の勤務時間が大きくクローズアップされます。地方公務員法の規程により、勤務時間は市町村教育委員会規則で定められています。勤務時間という今までは、「出勤時刻までに遅れないように出勤する」、「退勤時刻までは勤務中」など、働く側を規制するイメージがありましたが、これからは「勤務時間内で業務を終了させる」という管理する側を規制するはたらきも強化されます。

### ◆「月45時間まで働ける」ではありません!

時間外勤務時間の上限は、月45時間、年360時間**以内**であり、文科省通知にも「教育職員がその上限まで勤務することを推奨するものではない」とされています。しかも、労基法で支払いが義務づけられている125%の時間外勤務手当は教員には支払われません。働く必要のない時間と捉えておくことが大切です。

また、毎月45時間まで12ヵ月間すべて働いてしまったとすると、年間540時間となり、360時間の上限を180時間もオーバーしてしまいますから、注意が必要です。

時間外勤務は、やむを得ない場合の勤務です。通常は退勤時刻には業務終了が原則です。

### ◆労働基準法は社会全体のルールです

時間外勤務時間の上限：年間360時間以内の根拠は労働基準法にあります。子どもたちの学びの場である学校では、率先して守らなければならない社会のルールです。



# 変わった！変わりそう？

## こんなこと、あんなこと

### 学級編成基準 31年ぶりの改正！

公立義務諸教育学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律が改正され、公立小学校の学級編制を5年間かけて35人に引き下げるようになりました。私たちが、長年要求してきた「30人以下学級」までは進みませんでした。40人から35人に引き下げられたことは大きな一歩です。

県教組は、今後、中学校までの拡大とさらには、小1から中3までの30人以下学級の実現を強く求めていきます。



### どうなる？教員免許更新制！

コロナ禍の中、免許更新時期を迎えてしまったみなさんは、本当にご苦労されたことと思います。県教組では、教員免許を失効しないよう、有効期間の延長を県教委へ求め、コロナ禍を理由とした約2年の延長期間が実現しました。

しかし、この教員免許更新制自体が大きな負担となっています。新聞報道では、教員免許を「うっかり失効」してしまい、失職する事例が報じられています。県教組では、「教員免許更新制度」の中止・廃止を求めてきましたが、全国市長会、中核市教育長会、全国小学校校長会等でも、見直しや廃止の意見が出されています。

文科省では、今年3月「制度を抜本的に見直す」ため、中教審での議論を求めました。私たちは、今後の動きを注視しながら、日教組を通じて「廃止」の運動を継続します。



### 定年延長が実現!?

「国家公務員の定年を段階的に引き上げる国公法等一部改正法案」(以下「国家公務員の定年延長法案」)が4月13日に閣議決定され、今国会に再提出されました。地方公務員の「定年延長に関する法案」は、継続審議となっていますので、国家公務員の定年延長法案が成立すれば、地方公務員にも速やかに導入される予定です。

現在、出されている概要では2031年(令和13年)に65歳への引き上げが完成することとし、1963年度(昭和38年度)生まれの方から段階的に引き上げていく計画です。

県教組は、日教組と共にスムーズな法案成立を目指し、成立後は、賃金や労働条件についての具体的な要求実現に向けて、各関係機関と交渉を進めます。





# 見直してみました!「学校あるある」③ その1

県教組教育課程編成推進委員会  
イメージキャラクター  
「元気にカエルくん」

## あなたの職場でも きっとできる! やってみよう! 働き方改革



私が昨年度着任した小学校では、こんな現実がまかり通っていました。

なぬ!?



- 朝、7時30分からの立哨指導
- 休憩時間の班長会・鼓笛指導・運動会のリレー練習
- 退勤時刻過ぎの主任会
- 勤務時間内で終わるはずのない家庭訪問
- 連日超過勤務3時間
- 持ち帰り仕事は23時まで

### これ、全部、お・か・し・い ですから!

そ こ で

もう、こんな生活イヤ!と考えた私は、教職員組合支部の責任者に相談しました。すると、組合作成のパンフレットから、改革の根拠となる法令と通知を選んでくれました。それが、

これ!



### 「教職員サービス関係ハンドブック2020」P.559 〈2019.3.18文科事務次官通知 「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」〉

あなたも、是非、支部のブレインを頼ってみて!

そ し て

明確な根拠を示した校長交渉は大成功!!  
我が校は、朝の立哨指導無し!休憩時間の業務無し! etc.  
まだちょっと、超過勤務はありますけどね。

こ れ か ら



さらに、どんな業務を減らしていけば生き生きと働き続けられるか、次号から、いっしょに考えていきましょう!

# は学校で! Monster



## よろしくお願いします!

3月に畠山あゆみ書記が退職となり、後任として着任した本部書記を紹介します。

名前 **あくたがわ なお 芥川 奈央**



### ●マイブームは?

「宅トレ」「キャンプ」「ヨガ」「動画・アニメ鑑賞」  
自粛期間中からハマりました。

### ●弱点は?

よく、足をぶつけること。知らないうちにアザができています(汗)

## みんなのひろば ~わが子の作品~

うちの子がお世話になっている放課後子ども教室で作ってきた木片の作品。グランドピアノ、フクロウ、クマ、お花。楽しそうに作品一つ一つの説明をしてくれるわが子。木のぬくもりに触れるとともに、学校で様々な経験ができるおかげで子どもの成長も感じることができました。放課後子ども教室の先生方に感謝です。 「もりのクマさん」



## みんなのひろば原稿募集

このコーナーは、組合員のみならず、ほっこりしたり、感動したり、ためになったりするような素敵な情報をお待ちしております(^\_^)V たとえば…

- ・私の一押し本や映画の紹介
  - ・ぜひとも教えたい地元のディープなスポット
  - ・なんでも自慢! 「孫自慢」「わが子自慢」「ペット自慢」「俳句」「短歌」「川柳」「絵手紙」「絵画」「ダジャレ」など
- など。メールやFAX (0120-17-9312) でお寄せください。



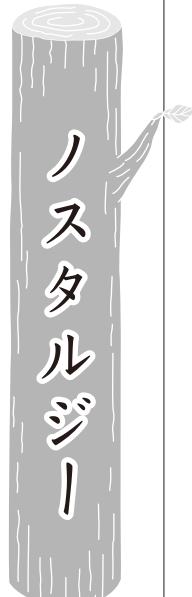
先生!!採用試験対策講座の申し込み締め切りが**5/6(木)**だけどもう申し込んだ?まだならどう?今年はプロの講師による講座みたいよ!

「教えることは、ともに希望を語ること。学ぶとは誠実を胸に刻むこと」  
ルイ・アラゴン

増え続ける一方の現在の学校。今、この言葉が頭から離れない。

「教えることは、ともに希望を語ること。学ぶとは誠実を胸に刻むこと」  
ルイ・アラゴン

「運動着の中に下着を着てはいけない」「下着の色は白でなければならぬ」こんな校則が現実にあるらしい。さらにそれを守っているか教師が子どもたち一人ひとりをチェックしているというから二重の驚きである。根拠や理念ではなく、ただ権威ということばしか浮かばない。校則とは必要なものなのだろうか。これに対して長谷川道雄さんは明確に「いらぬ」と答える。「常識とルールそして思いやり」があればいいと思う。そして何が常識とルール、思いやりなのかを考える機会をつくり自ら理解し行動していけるようになることが重要なのだと語る。



今回のテーマは「子どもの声②」

